

議案第 13 号

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例

公益的法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例（平成 23 年板橋  
区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号を削る。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員を派遣することができる公益的法人等を削る必要がある。